

教育職員免許状の更新に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

### 佐賀県教育委員会規則第9号

教育職員免許状の更新に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の更新に関する規則（平成21年佐賀県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号中「㊦」及び「㊧」を削り、同様式の備考に次のように加える。

3 申請者の勤務先が県内の公立学校以外の場合にあっては、辞令書の写し等免除の事由を確認することができる書面を添付してください。

様式第3号中「㊦」及び「㊧」を削り、同様式の備考に次のように加える。

3 辞令書の写し等、有効期間延長の事由及びその期間を確認することができる書面を添付してください。

様式第4号中「㊦」を削る。

様式第5号中「㊦」及び「㊧」を削り、同様式の備考に次のように加える。

3 辞令書の写し等、修了確認期限延期の事由及びその期間を確認することができる書面を添付してください。

様式第6号中「㊦」及び「㊧」を削り、同様式の備考に次のように加える。

3 申請者の勤務先が県内の公立学校以外の場合にあっては、辞令書の写し等免除の事由を確認することができる書面を添付してください。

様式第8号及び様式第9号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。